

令和 8 年 4 月
関東信越国税局

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和 3 年 7 月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和 8 年 7 月 10 日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和 8 年 7 月 10 日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和 8 年 7 月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和 8 年 4 月現在)	業務センターの新名称 (令和 8 年 7 月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和 8 年 4 月現在の郵送先であるため、同年 7 月10日以降の郵送先住所は、同年 7 月 1 日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署	
					令和 8 年 4 月現在	令和 8 年 7 月10日以降
札幌国税局	北海道	札幌国税局業務センター	札幌国税局 札幌業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第 2 合同庁舎 札幌国税局業務センター	札幌中、札幌西、小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河	札幌中、 札幌北、札幌南 、札幌西、 札幌東 小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河
		札幌国税局業務センター 函館分室	札幌国税局 函館業務センター	〒040-8505 函館市中島町 37 番 1 札幌国税局業務センター函館分室	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安
		札幌国税局業務センター 旭川分室	札幌国税局 旭川業務センター	〒078-8507 旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室	旭川中、旭川東、北見、網走、留萌 稚内、紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、旭川東、北見、網走、留萌 稚内、紋別、名寄、深川、富良野
		札幌国税局業務センター 帯広分室	札幌国税局 帯広業務センター	〒080-8515 帯広市西 5 条南 8 丁目 帯広第 2 地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室	釧路、帯広、根室、十勝池田	釧路、帯広、根室、十勝池田
仙台国税局	宮城県	仙台国税局業務センター	仙台国税局 仙台業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 番 1 号 仙台国税局業務センター	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐沼	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐沼、
	山形県				—	米沢、鶴岡、酒田、新庄、長井
		仙台国税局業務センター 山形分室	仙台国税局 山形業務センター	〒990-8601 山形市大手町 1 番23号 仙台国税局業務センター山形分室	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山
	岩手県	仙台国税局業務センター 盛岡分室	仙台国税局 盛岡業務センター	〒020-0866 盛岡市本宮 2 丁目 1 番 3 号 仙台国税局業務センター盛岡分室	盛岡、宮古、水沢、花巻、久慈、釜石、二戸	盛岡、宮古、 大船渡 、水沢、花巻 久慈、 一関 、釜石、二戸
	青森県				青森、弘前、黒石	青森、弘前、 八戸 、黒石、 五所川原、十和田、むつ
	秋田県				秋田南、秋田北、大曲	秋田南、秋田北、 能代、横手、大館、本荘、湯沢 、大曲
関東信越国税局	福島県	仙台国税局業務センター 福島分室	仙台国税局 福島業務センター	〒960-8509 福島市森合町 16番 6 号 仙台国税局業務センター福島分室	福島、郡山、二本松	福島、会津若松 、郡山、 いわき、白河 須賀川、喜多方、相馬 、二本松、 田島
	埼玉県	関東信越国税局業務センター	関東信越国税局 さいたま新都心業務センター	〒330-9587 関東信越国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	浦和、大宮、春日部、上尾	浦和、大宮、春日部、上尾
	茨城県	関東信越国税局業務センター つくば分室	関東信越国税局 つくば業務センター	〒305-8530 関東信越国税局業務センターつくば分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	水戸、日立、土浦、太田	水戸、日立、土浦、太田
	栃木県	関東信越国税局業務センター 栃木分室	関東信越国税局 栃木業務センター	〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	足利、栃木、佐野、鹿沼	宇都宮 、足利、栃木、佐野、鹿沼、 真岡、大田原、氏家
	群馬県	関東信越国税局業務センター 前橋分室	関東信越国税局 前橋業務センター	〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、 高崎、桐生 、沼田、藤岡、富岡、中之条
	新潟県	関東信越国税局業務センター 新潟分室	関東信越国税局 新潟業務センター	〒951-8625 関東信越国税局業務センター新潟分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	新潟、新潟、巻、新発田、十日町、村上、佐渡	新潟、新潟、巻、 長岡、三条、柏崎 新発田、 小千谷 、十日町、村上、佐渡
	長野県	関東信越国税局業務センター 佐久分室	関東信越国税局 佐久業務センター	〒385-8622 関東信越国税局業務センター佐久分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	長野、上田、信濃中野、佐久	長野、上田、信濃中野、佐久
	茨城県	—	関東信越国税局 北浦和業務センター	令和 8 年 7 月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、国税庁ホーム ページにてご確認ください。	—	古河、下館、竜ヶ崎、潮来
	群馬県					伊勢崎、館林
	埼玉県					川越、熊谷、川口、西川口、行田 秩父、所沢、本庄、東松山、蕨谷、朝霞
	新潟県					糸魚川、高田
	長野県					松本、飯田、諏訪、伊那、大町、木曽

※ 下線太字は、令和 8 年 7 月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和 8 年 7 月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和 8 年 4 月現在)	業務センターの新名称 (令和 8 年 7 月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和 8 年 4 月現在の郵送先であるため、同年 7 月10日以降の郵送先住所は、同年 7 月 1 日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署	
					令和 8 年 4 月現在	令和 8 年 7 月10日以降
東京国税局	東京都	東京国税局業務センター	東京国税局 東京上野業務センター	〒110-8655 台東区池之端 1 丁目 2 番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、江戸川北、江戸川南	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所 向島、 江東西、江東東 、江戸川北、江戸川南
		東京国税局業務センター 江東東分室	<u>(東京国税局 東京上野業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、東京国税局東京上野業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局東京上野業務センターとなります。 〒136-8506 江東区亀戸 2 丁目17番 8 号 東京国税局業務センター江東東分室	江東西、江東東	—
		東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	〒100-8156 千代田区大手町 1 丁目 3 番 3 号 大手町合同庁舎 3 号館 東京国税局業務センター大手町分室	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大森 雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪、王子、板橋、練馬東、練馬西	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、 品川 、四谷、新宿 荏原、目黒 、大森、雪谷、蒲田、 世田谷、北沢、玉川、渋谷 、中野 杉並、荻窪、 豊島 、王子、板橋、練馬東、練馬西、 立川、東村山
		東京国税局業務センター 渋谷分室	<u>(東京国税局 大手町業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、東京国税局大手町業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。 〒150-8060 渋谷区宇田川町 1 番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室	渋谷	—
		東京国税局業務センター 葛飾分室	東京国税局 葛飾業務センター	〒124-8705 葛飾区立石 8 丁目31番 6 号 東京国税局業務センター葛飾分室	荒川、足立、西新井、葛飾	荒川、足立、西新井、葛飾
		東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	〒183-8510 府中市本町 4 丁目2 番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室	八王子、青梅、武蔵府中、町田、日野	八王子、 武蔵野 、青梅、武蔵府中 町田、日野、 緑、相模原、厚木、大和
	山梨県	東京国税局業務センター 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	〒400-8541 甲府市丸の内 1 丁目 1 番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室	甲府、山梨、大月、鵜沢	甲府、山梨、大月、鵜沢
	神奈川県	東京国税局業務センター 横浜南分室	東京国税局 横浜南業務センター	〒236-8551 横浜市金沢区並木 3 丁目 2 番 9 号 東京国税局業務センター横浜南分室	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、 神奈川 、戸塚、 横須賀
		東京国税局業務センター 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	〒210-8606 川崎市川崎区櫻町 3 番18 東京国税局業務センター川崎南分室	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
		東京国税局業務センター 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	〒254-8534 平塚市浅間町 9 番 1 号 東京国税局業務センター平塚分室	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
	千葉県	東京国税局業務センター 千葉西分室	東京国税局 千葉西業務センター	〒262-8507 千葉市花見川区武石町 1 丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、佐原、茂原、成田、東金	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、 松戸 、佐原、茂原、成田、東金、 柏
金沢国税局	石川県			〒920-8526 金沢国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任
	富山県	金沢国税局業務センター	金沢国税局 業務センター	令和 8 年 7 月10日以降の郵送先は、金沢国税局業務センターとなります。 （富山県内の対象署） 〒930-8606 金沢国税局業務センター富山事務室 ※ 1 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。 ※ 2 郵送先等の詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波
	福井県	金沢国税局業務センター 福井分室	<u>(金沢国税局 業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、金沢国税局業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、金沢国税局業務センターとなります。 〒910-8529 金沢国税局業務センター福井分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	福井、大野	福井、 敦賀、武生、小浜 、大野、 三国

※ 下線太字は、令和 8 年 7 月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和8年4月現在の郵送先であるため、同年7月10日以降の郵送先住所は、同年7月1日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署		
					令和8年4月現在	令和8年7月10日以降	
名古屋国税局	愛知県	名古屋国税局業務センター	名古屋国税局 名古屋業務センター	〒460-8527 名古屋国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	名古屋東、名古屋中	千種、名古屋東、名古屋中、昭和、一宮、津島	
	岐阜県				岐阜北、岐阜南、大垣	岐阜北、岐阜南、大垣	
	愛知県	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	名古屋国税局 豊橋業務センター	〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室	豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	
		名古屋国税局業務センター 刈谷分室	名古屋国税局 刈谷業務センター	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室	刈谷、豊田	岡崎、刈谷、豊田	
		名古屋国税局業務センター 熱田分室	名古屋国税局 熱田業務センター	〒456-8570 名古屋市熱田区花表町7番17号 名古屋国税局業務センター熱田分室	熱田、中川	名古屋西、名古屋中村、熱田、中川、半田	
		－	名古屋国税局 小牧業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和8年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	－	名古屋北、小牧	
		名古屋国税局業務センター 多治見分室	名古屋国税局 多治見業務センター	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室	尾張瀬戸	尾張瀬戸	
	岐阜県			高山、多治見、関、中津川	高山、多治見、関、中津川		
	三重県	名古屋国税局業務センター 津分室	名古屋国税局 津業務センター	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室	津、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	津、四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	
	静岡県	名古屋国税局業務センター 清水分室	名古屋国税局 清水業務センター	〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室	清水、藤枝	静岡、清水、藤枝	
		名古屋国税局業務センター 浜松西分室	名古屋国税局 浜松西業務センター	〒430-8584 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	
		名古屋国税局業務センター 沼津分室	名古屋国税局 沼津業務センター	〒410-8553 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎 名古屋国税局業務センター沼津分室	沼津、熱海、三島、富士、下田	沼津、熱海、三島、富士、下田	
	大阪国税局	滋賀県	－	大阪国税局 大津業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和8年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	－	大津、彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津
		大阪府	大阪国税局業務センター	大阪国税局 東淀川業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター	大阪福島、浪速、西淀川、東成、東淀川、北、大淀	大阪福島、天王寺、浪速、西淀川、東成 生野、阿倍野、東淀川、北、大淀
			－	大阪国税局 城東業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和8年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	－	旭、城東、枚方、門真、東大阪
			大阪国税局業務センター 大手前分室	大阪国税局 大手前業務センター	〒540-8542 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南、豊能、吹田、茨木
		※ 大阪国税局業務センター大手前分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	※ 大阪国税局業務センター大手前業務センターでは、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒540-8543 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室	岸和田、泉大津、泉佐野、富田林	堺、岸和田、泉大津、八尾、泉佐野、富田林	
兵庫県		大阪国税局業務センター 神戸分室	大阪国税局 神戸業務センター	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	
		大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒661-8522 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	尼崎、洲本、芦屋、伊丹	尼崎、西宮、洲本、芦屋、伊丹	
				〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	姫路、明石、相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	
京都府		※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。		〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山	上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見 福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山	
奈良県				〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	奈良、葛城、桜井、吉野	奈良、葛城、桜井、吉野	
和歌山県			〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅		

※ 下線太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和 8 年 7 月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和 8 年 4 月現在)	業務センターの新名称 (令和 8 年 7 月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和 8 年 4 月現在の郵送先であるため、同年 7 月10日以降の郵送先住所は、同年 7 月 1 日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署	
					令和 8 年 4 月現在	令和 8 年 7 月10日以降
広島国税局	広島県	広島国税局業務センター	広島国税局 広島業務センター	〒733－8689 広島市西区観音新町 1 丁目17番 3 号 広島国税局業務センター	広島東、広島南、広島西、竹原、西条、海田、吉田	広島東、広島南、広島西、 広島北、呉 、竹原、 三原尾道、福山、府中、三次、庄原 、西条、 廿日市 、海田、吉田
	鳥取県	広島国税局業務センター 岡山東分室	広島国税局 岡山東業務センター	〒700－8689 岡山市北区天神町 3 番23号 広島国税局業務センター岡山東分室	－	鳥取、米子、倉吉
	岡山県	広島国税局業務センター 岡山西分室	広島国税局 岡山西業務センター	〒700-8681 岡山市北区伊備町 4 丁目 5 番38号 広島国税局業務センター岡山西分室	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、 児島、倉敷、玉島 、笠岡
		広島国税局業務センター 岡山西分室	広島国税局 岡山西業務センター	〒700-8681 岡山市北区伊備町 4 丁目 5 番38号 広島国税局業務センター岡山西分室	岡山西、瀬戸、津山、玉野、高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、津山、玉野、高梁、新見、久世
	島根県	広島国税局業務センター 出雲分室	広島国税局 出雲業務センター	〒693－8689 出雲市塩冶善行町13番地 3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	松江 、浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷
	山口県	広島国税局業務センター 防府分室	広島国税局 防府業務センター	〒747-8533 防府市寿町 6 番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭
高松国税局	徳島県	－	高松国税局 徳島業務センター	令和 8 年 7 月10日から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	－	徳島、鳴門、阿南、川島、脇町、池田
					川島、脇町、池田	－
	香川県	高松国税局業務センター	高松国税局 高松業務センター	〒760-8526 高松市天神前 2 番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター	高松、坂出、長尾、土庄	高松、 丸亀 、坂出、 観音寺 、長尾、土庄
	愛媛県	高松国税局業務センター 松山分室	高松国税局 松山業務センター	〒790-8579 松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室	今治、新居浜、伊予三島	今治、 宇和島、八幡浜 、新居浜、 大洲 、伊予三島
		高松国税局業務センター 松山分室	高松国税局 松山業務センター	〒790-8579 松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室	松山、伊予西条	松山、伊予西条
	高知県	高松国税局業務センター 高知分室	高松国税局 高知業務センター	〒780-8667 高知市栄田町 2 丁目 2 番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野

※：下線太字は、令和 8 年 7 月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和 8 年 7 月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和 8 年 4 月現在)	業務センターの新名称 (令和 8 年 7 月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和 8 年 4 月現在の郵送先であるため、同年 7 月10日以降の郵送先住所は、同年 7 月 1 日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署	
福岡国税局	福岡県	福岡国税局業務センター	福岡国税局業務センター	令和 8 年 7 月10日、福岡県春日市に移転します。 同日以降の郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、 国税庁ホームページにてご確認ください。 〒810-8674 福岡市中央区天神 4 丁目 8 番28号 福岡税務署内 福岡国税局業務センター	令和 8 年 4 月現在	令和 8 年 7 月10日以降
	佐賀県				博多、福岡、飯塚	門司、若松、小倉、八幡、博多、香椎、福岡、西福岡、大牟田、久留米、直方、飯塚、田川、甘木、八女、大川、行橋、筑紫
	長崎県				－	佐賀、唐津、鳥栖、伊万里、武雄
	福岡県	福岡国税局業務センター小倉分室	<u>(福岡国税局業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、 国税庁ホームページにてご確認ください。 〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 小倉税務署内 福岡国税局業務センター小倉分室	門司、小倉、八幡	－
	佐賀県	福岡国税局業務センター春日分室	<u>(福岡国税局業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、 国税庁ホームページにてご確認ください。 〒816-8616 春日市春日公園 6 丁目 1 番地 6 福岡国税局春日庁舎 福岡国税局業務センター春日分室	若松、大牟田、直方、田川、甘木、八女、大川、行橋、筑紫 佐賀、唐津、鳥栖、伊万里、武雄	－ －
	長崎県	福岡国税局業務センター長崎分室	<u>(福岡国税局業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵送先住所等の詳細については、令和 8 年 7 月 1 日以降、 国税庁ホームページにてご確認ください。 〒850-0517 長崎市松が枝町 6 番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室	佐世保、平戸、杵岐、厳原	－
	熊本国税局	熊本県	熊本国税局業務センター	熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇
		大分県			大分、中津、日田、佐伯、宇佐	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重
		宮崎県			宮崎、延岡、日南、小林	宮崎、都城、延岡、日南、小林、高鍋
		鹿児島県			〒890-8604 鹿児島市荒田 1 丁目24番 4 号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅
沖縄国税事務所	沖縄県	沖縄国税事務所業務センター	沖縄国税事務所業務センター	〒900-0022 那覇市樋川 1 丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎 沖縄国税事務所業務センター	那覇、北那覇、名護、沖縄	那覇、宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄

※ 下線太字は、令和 8 年 7 月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

令和 8 年 4 月
関東信越国税局

申告書等用紙が必要な方へのお願い

国税庁では、オンライン手続等のより一層の利用拡大に向け、令和8年6月から税務署における申告書等用紙の備付け(用紙コーナー設置)を行わないこととしましたので、申告書等用紙が必要な場合は、税務署窓口までお申し付けください。

なお、税務署にお越しにならなくても、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機(有料)から印刷することができます。

また、順次多くの申告書等の様式が新しくなり、国税庁ホームページに掲載されますので、申告書等を提出する際は、最新の様式を使用していただくようお願いいたします。

次の二次元コードから自宅等で各種申告書等用紙の印刷ができます

申告所得税関係

- ◆ [所得税の申告書](#)
- ◆ [収支内訳書・青色申告決算書](#)
- ◆ [住宅借入金等特別控除関係](#)



- ◆ [個人事業の開業・廃業等届出書](#)



- ◆ [所得税の青色申告承認申請書](#)



- ◆ [青色事業専従者給与に関する届出書](#)



源泉所得税・法定調書関係

- ◆ [給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書](#)



- ◆ [源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書](#)



- ◆ [年末調整関係\(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など\)](#)



- ◆ [給与所得の源泉徴収票](#)
- ◆ [各種支払調書](#)



法人税・消費税関係

- ◆ [法人税の申告書](#)
- ◆ [各種届出書・申請書](#)



- ◆ [消費税の申告書](#)
- ◆ [消費税の各種届出書・申請書](#)
- ◆ [インボイス登録に係る各種届出書・申請書](#)



猶予制度関係

- ◆ [換価の猶予申請書・添付書類](#)



上記以外の税目

- ◆ 上記以外の税目については、「[税務手続の案内](#)」をご利用ください。



- セブン-イレブン、ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ローソンのマルチコピー機から主な申告書・届出書の印刷ができます。

※印刷費用が必要(白黒20円、カラー60円/ページ)



国税に関するご相談について

国税に関するご質問は、国税庁ホームページ「タックスアンサー」や「チャットボット」のほか、e-Tax ホームページ「ヘルプデスク FAQ 上位 70」をご利用ください。

国税庁ホームページ等で調べる

- ◇申告(納税)に関する情報
- ◇タックスアンサー(よくある税の質問)
- ◇個人の方の国税に関する相談に AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示するチャットボット(ふたば)
- ◇ヘルプデスク FAQ 上位 70(e-Tax・作成コーナーヘルプデスクに実際にお問い合わせがあった上位 70 の FAQ)

スマートフォン
等で右のコード
からアクセス
できます



タックスアンサー



税務職員ふたば



チャットボット

電話によるご相談

国税庁ホームページ等で解決しない場合には、電話相談センターをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル
0570-00-5901 (ナビダイヤル)

なお、国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、所轄税務署の代表電話番号へお掛けいただき、音声案内が流れますので「1」番を選択していただくと、電話相談センターにつながります。

音声ガイダンスに従い
相談する内容の番号を
選択する



国税局の職員等がお受
けします

※ 原則、管轄区域の国税局
の電話相談センターにつな
がりますが、電話の混雑状
況によっては他の国税局の
電話相談センターにつな
がります。

令和 8 年 4 月
関東信越国税局

国税システムの更改と e-Tax のメンテナンス時間のお知らせ

各国税局及び沖縄国税事務所においては、令和 8 年 9 月 24 日（木）に、国税システムの更改を予定しています。

つきましては、国税システムの更改に伴い、e-Tax のメンテナンスを以下の時間で実施します。

メンテナンス中は、e-Tax のご利用ができないため、ご注意ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国税庁ホームページにも、国税システム更改について掲載しています。

【国税システムの更改日】

令和 8 年 9 月 24 日（木）

【e-Tax のメンテナンス時間】

- ・ 令和 8 年 9 月 19 日（土）0 時～令和 8 年 9 月 24 日（木）8 時 30 分まで
- ・ 令和 8 年 9 月 26 日（土）0 時～24 時まで

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/>

